

◆事業名 : 相談窓口強化事業

◆兵庫県三田市（健康福祉部こども局こども支援課）

◆キーワード：『ひとり親相談システム』

◆事業ポイント

○「ひとり親相談システム」により、ひとり親の情報や児童の情報、住民基本台帳等のデータを同じデータベースとして情報の共有を図っている。

○行政職員（兼務）の支援から就業支援専門員を中心とした相談窓口の強化・充実

○庁内の様々な関連部門との連携

#### ◆事業の概要

項目	内容
①世帯数	44,449 世帯（H27 年 2 月現在）
②児童扶養手当受給者数	692 人（H27 年 1 月現在）
③開始時期	平成 26 年 10 月
④母子・父子自立支援員	2 人（正規職員・常勤）、一般行政職員と保健師が兼務
⑤就業支援専門員	1 人（パート職員・非常勤）、週 4 日勤務、9：00～17：00
⑥事業内容	生活相談、就業相談
⑦事業実績（H26 年度）	相談件数：26 件（実件数）、109 件（延件数）、就業件数 0 件
⑧事業費（H26 年度）	約 280 万円（人件費：27%、ひとり親相談システム導入経費：73%）

※平成 26 年度事業実績は、H26 年 10 月～H27 年 1 月

#### ◆事業経緯

市における相談窓口強化事業は平成 26 年 10 月からで、それ以前は、正規職員が兼務して自立支援プログラム策定を行っていた。

市では、ひとり親家庭に対する国の方針と市の方針を踏まえて事業化を決定、新たに就業支援専門員を配置して専門的な自立・就業支援を行っている。

#### ◆母子・父子自立支援員、就業支援専門員

##### [母子・父子自立支援員]

母子・父子自立支援員は、現在 2 人で一般行政職の職員と保健師が兼務している状況である。

1 人は、児童扶養手当関連の事務処理がメインとなっており、課長補佐兼係長として管理業務も行っている。

もう 1 人は保健師（正規職員）で、この担当者が自立プログラム策定や家庭・児童相談を担当している。

##### [就業支援専門員]

就業支援専門員は、平成 26 年 10 月から 1 人

配置されており、雇用形態はパート職員（非常勤）、出勤は、週 4 日（月火水金）、勤務時間は 9 時～17 時である。

パート職員であることから、就業相談も時間内が原則であり、土日や時間外での相談は原則できない（就業支援専門員は、元児童福祉関係の仕事をしていた経歴がある）。

#### ◆配置に当たっての工夫

現在、3 人とともども支援課に配置されており、座席も並んでいる。

配置に当たっては、ひとり親家庭のファーストコンタクトの機会である児童扶養手当の新規申請や転入手続きを担当することも支援課が適切であるとして配置した。

以前は、正規職員が兼務で自立支援プログラム策定を行っていたため、最低限のことしかできなかったことを考えると就業支援専門員の配置は大きな進歩と考えている。

就業支援専門員は、庁舎内での業務のみであり、地域の出張所（市民センターなど）へ出向いての相談は行っていない。

また、地域の出張所にひとり親の就業相談があ

った場合は、本庁のこども支援課まで来てもらい、窓口で相談を受けている。

## ◆具体的な取組状況

### [就業支援専門員]

就業支援専門員の業務は、離婚前の相談が多く、相談内容も①子供をどうするか(保育園に預ける)、②仕事をどうするか、③住む所をどうするか、④養育費をどうするかという内容が多い。

就業支援専門員は、②の就業相談、支援をメインに行くとともに、それぞれを担当する窓口や担当者へ適切に誘導するという「コーディネーター」としての役割も担っている。

就業相談については、ハローワークに同行し、一緒に仕事を探すという具体的な支援を行っている。

### [母子・父子自立支援員]

母子・父子自立支援員は、生活相談がメインであるが、就業を目的に相談に来るケースはまだ少なく、多くは「生活費が大変」といった経済的な相談が多い。そのため、離婚してひとり親になって児童扶養手当の申請に来た時に、「受けることのできる経済的な公的支援」について説明することが業務の中心となっている。

就業については、既に就職している人や自身でハローワークで職を探せる人は支援の対象とはならず、生活面等の問題が多い人について、就業支援専門員と自立支援プログラムを策定したり高等職業訓練促進給付金に誘導したりして就業を目指す。

## ◆連携状況

### [庁内関係部署との連携]

就業支援専門員を配置することで、以下の担当等との連携がワンストップでできるようになった。

- ・児童扶養手当担当との連携（支給事務、転入事務等での家庭状況の聞き取り等）
- ・母子父子自立支援担当との連携（自立支援教育訓練給付金等の案内、施設入所措置等）
- ・保育所入所担当との連携（保育サービスの利用案内、利用補助の案内等）
- ・家庭児童相談室との連携（児童養育上の課題等の有無確認等）

この他、庁内の関連部門とも連携している（主に情報連携）

- ・生活保護担当（福祉総務課）
- ・障害福祉担当（障害福祉課）
- ・公営住宅担当（住宅政策課）
- ・DV担当（まちづくり協働センター男女共同参画担当）
- ・母子保健担当課（健康増進課）

### [ひとり親相談システム]

今までは、対応する職員が異なると、そこで生活の背景などを改めて説明することが必要であったが、今回導入した相談システムを使うことで、こうした情報をシステムを介して共有できることで、スムーズな連携が可能となった。

同システムは、既に存在している「家庭児童相談システム」と同じプラットフォームで作成されているもので、児童の情報と住民基本台帳との情報がリンクされているのが特徴である。

このシステムの優れている点は、データベースの検索機能であり、児童名や親の名前から関連する情報が呼び出せることである。仮に、相談者が窓口に来た場合、データベースによってその人の情報が瞬時に把握できるので、相談に無駄がなく、相談者も異なる担当者による都度説明する必要がなくなるため、効率的に業務を進めることが可能となる。

### [生活困窮者のための窓口との連携]

「生活困窮者の窓口」との連携では、「社会福祉協議会を窓口とする」という検討がなされており、ここを窓口として市の関連部門などから成る協議会組織との連携を行うことを検討している。

### [ハローワークとの連携]

ハローワークとの連携は、現状そこまでの支援者がいないので、頻繁な連携はこれからと考えている。

昨年10月からの事業実施で、就業に至った実績はゼロ件である。

現状1名が自立支援プログラム策定の同意を得ている段階で、今後、この相談者とハローワークに同行し具体的な就業活動を行う予定である。

三田のハローワークには、マザーズコーナーがないため、定期的に母子関連の求人情報が送られてくるようにはなっている。

### [関係機関との連携]

母子・父子福祉団体として「三田市婦人共励会」があり、市の広報で告知してひとり親家庭の親睦事業を行っている。

親睦事業として潮干狩りやミカン狩り、クリスマス会などを年 2 回程度実施している。

費用は、1 人 500 円で、1 回で 50~60 人集まる。

### ◆周知活動

児童扶養手当の申請時、離婚前相談の全てに「ひとり親等家庭に対する支援の概要」という A3 版二つ折りのチラシを手渡している。

施策の周知という点では、HP に掲載はしているが、やや分かりにくいという点は自覚している。

また、目立った PR や定期的な広報での周知も十分ではないと考えている。

平成 26 年 10 月からの事業開始に当たっては、組織体制面を整えたが、情報発信等の PR は不十分である。

### ◆支援対象者の把握

支援対象者の把握方法は、児童扶養手当の申請時に色々話を聞いて必要に応じた支援を行うというのが基本的な考え方である。

もちろん、家庭児童相談室からの誘導などもあるが、相談システムをうまく活用することで関連部門との連携を効果的に行える仕組みを今後も活用していく考えである。

実際、平成 26 年 10 月から事業を開始して、「高等職業訓練促進給付金」と「貸付け相談」が相談、申請とも多くなっているが、これは、国が積極的にひとり親支援というのを PR している影響もあるのではないかと考えている。

庁内で「ひとり親」という言葉を使用するかどうかを検討した経緯があり、国の方針と三田市の今後の方針を踏まえて「ひとり親」という言葉を使うようにしている。

### ◆事業実績

平成 26 年 10 月以降の実績は、相談件数では就業支援専門員が実人数で 9 人、自立支援員が 17 人の合計 26 件であるが、就業実績はない。  
(平成 27 年 1 月時点)

### [就業までいかない理由]

こども支援課は、母子父子寡婦福祉法の業務を所管しており、児童扶養手当受給者を就業へと誘導するのは問題ないが、離婚前の相談の場合は、生活面の相談や他部門への誘導等を行うことが多くなり、結果として相談数はそれなりにあるが、就業以前の問題が多く、就業支援まで結びつかないのが実情である。

### ◆当事業への意見や考え方

#### [自治体]

これまで当市では、ひとり親の相談をする中で、正規職員が兼務でやっていたが、今回、窓口強化事業ということで、非常勤職員が専門的かつ継続的に就業支援ができるようになったのは非常に大きいと考えている。

就業支援専門員が支援を一元かつ継続的に行うことは、相談者の信頼につながり、相談もし易くなると考えている。

#### [利用者]

市民からも「一つの窓口で相談できるのはありがたい」という声が聞かれる。

### ◆現状の課題と今後の目標

#### [現状の課題]

ひとり親家庭への総合的な支援のための就業支援専門員は、法令等はもちろんのこと、支援メニューなどについての知識が必要な上、関係者や関係機関との連絡調整といったコーディネート能力を持つ必要があるが、こうした人材の確保は難しいため、今後は、内部で人材を育成することも検討する必要がある。

また、事業の周知についてももっと様々な媒体を活用して PR していくことが重要と考える。

#### [今後の目標]

今後は、就業支援実績を高めていくことで、一層、市民への周知が図られていくことを期待している。

また、次年度は、非常勤嘱託員として雇用することも考えており、今後はさらに積極的に取り組んでいく方針である。

# ◆ひとり親家庭に対する支援の概要 (A3版)

## ひとり親等家庭に対する支援の概要(平成26年度)

ひとり親等家庭の自立に向けた支援として、様々な制度や特例があります。  
手続き方法等詳細についてはそれぞれの窓口までお問い合わせください。

### 経済的支援

ひとり親等家庭が自立するまでの間、  
経済的支援を行います。

#### ①児童扶養手当

父または母と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を支援するために、児童の父や母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。  
父または母が重度の障害を持つ場合も、支給されます。

#### 対象児童

- ・18歳になった日以降の最初の3月31日までの間に児童
- ・20歳未満で心身に中度(特別児童扶養手当2級に該当する程度)以上の障害のある児童
- ・ただし、次の条件のうちいずれかに該当する場合は対象となります。  
①父母の離婚・父または母の死亡・障害・生活不能・遺棄(1年以上)・肉親(1年以上)・未婚・DV被害者などその他

#### 手当額

- ・児童1人41,020円
- ・児童2人目は5,000円を、3人目以降は1人につき3,000円を加算
- ・所得が一定額以上の場合には手当額の一部が支給されません。
- ・年功給金を支給できる場合、父または母に支給される障害年金等の加算を受けられる場合は手当を減額できません。
- ・※手当は申請月の翌月から支給対象となります。

#### 注意

- ・これまで前未読で児童手当を支給されている場合は、受給者の変更をする必要があります。
- ・児童扶養手当の受給者は、中学3年生までの児童を養育することで受給できる児童手当と20歳未満の中度以上の障害をもつ児童を養育することで受給できる特別児童扶養手当を、条件がそろえばあわせて受給することができます。

#### 窓口

こども支援課こども福祉係(電話559-5072)

### 児童の教育費に関する支援

就学援助や高等学校授業料の減免等に  
関する制度です。

#### ②私立幼稚園就園奨励費

私立幼稚園に在籍する児童の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、保護者の所得に応じて補助金が交付される制度です。  
三田市教育委員会学校教育課(電話559-5136)  
もしくは各私立幼稚園(申請は各私立幼稚園)

#### ③就学援助制度

経済的理由により就学困難で、三田市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者に、学校に必要な費用の一部を援助します。所得制限、児童扶養手当を受けている等支給要件があります。(※申請が必要です)  
三田市教育委員会学校教育課(電話559-5136)  
もしくは各小・中学校(申請は各小・中学校)

#### ④三田市奨学金

経済的理由で修学困難な高校生・高等専門学校生に対して実施しています。(所得制限等貸付条件があります)  
三田市教育委員会学校教育課(電話559-5136)  
(申請は各学校)

#### ⑤高等学校奨学金

経済的理由で修学困難な高校生等に対して実施しています。(所得制限等貸付条件があります)  
公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会奨学金第1課貸付係(電話078-333-3390)

#### 就労に向けた支援

ひとり親家庭の自立に向けた  
就労支援施策です。

#### ⑥IR特定資格者定期券購入の助成

児童扶養手当を受けおられる世帯の方がIRの普通定期乗車券を購入する場合、市が発行する証明書添えて申請されると3割引きで購入できます。  
対象  
児童扶養手当受給者及びその世帯(ただし児童扶養手当が全部支給の一歩支給の方向に限り)  
特記事項  
JR以外の交通機関や通学定期(学生割引)、手当が全額停止の方は対象となりません  
窓口  
こども支援課こども福祉係(電話559-5072)

#### ⑦ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

就職やキャリアアップのために、あらかじめ指定されている教育訓練講座を受講した場合、受講した授業料の20%(4,001円以上10万円以下)が支給される事業です。  
対象  
次の条件すべてを満たす母子家庭の母、または父子家庭の父(※専業主婦)  
・児童扶養手当受給中、又は同様の所得水準にあり  
・雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がないこと  
・就職やキャリアアップに必要と認められること  
対象講座  
雇用保険制度の指定教育講座  
別に定める職業に結びつく可能性の高い講座  
※現在受講中の講座に対する給付はできません  
※交通費や追加講座に対する給付はできません  
窓口  
こども支援課こども福祉係(電話559-5072)

#### ⑧母子家庭等医療費助成

ひとり親世帯の保護者・子ども・遺児が病院・入院した時の医療費の一部を助成する制度です。  
対象  
三市内に住所を有し、所定の健康保険に加入している人で、8歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にいる児童、およびその児童を養育する母等(高等学校等に在学中の場合は満20歳に達する日に戻す)とする月末日まで  
助成内容  
いづれも医療機関ごとに以下の自己負担金が必要で  
・通院の場合1日800円まで  
・入院の場合:月3,200円まで  
※平成26年6月までは通院が1日600円まで、入院が月2,400円までになります  
※所得税法等で一定の基準を満たす方は通院が1日400円まで、入院が月1,600円までになります

#### 対象世帯

- ・所得が一定額以上の場合には助成できません。
- ・国民健康保険給付係(電話559-5049)

#### ⑨母子家庭福祉資金貸付事業

母子家庭等保護者の自立支援と児童の福祉増進のために必要な資金の貸付を行う制度です。  
対象  
・母子家庭及び専業主婦(平成26年10月から父子家庭へ拡大)  
貸付内容  
生活資金・修学資金等12万の貸付があります。  
返却の貸付は受けられません。  
※貸付には条件があります。  
窓口  
こども支援課こども福祉係(電話559-5072)

#### ⑩三田市立幼稚園保育料及び入園料免除制度

三田市立幼稚園に就園する児童の保護者の経済的事項により、幼稚園保育料、入園料を免除する制度です。  
児童の属する世帯等の所得により免除判定されます。  
窓口  
三田市教育委員会学校教育課(電話559-5136)  
もしくは各三田市立幼稚園(免除申請は三田市立幼稚園)

#### ⑪高等学校等就学支援金制度

国公立問わず、高校等に在籍する一定の収入額未満の世帯の生徒に授業料の軽減を行っています。  
窓口  
文部科学省高校修学支援ネットライン(電話03-6734-3176)  
(申請は各学校)

#### ⑫授業料減免制度

兵庫県立学校に在籍する生徒で、授業料等の徴収対象となる方の授業料等の納入が経済的に困難な場合は、授業料等の減免を行います。  
窓口  
兵庫県教育委員会事務局長課(電話078-362-3744)  
(申請は各学校)

#### ⑬私立高等学校等授業料軽減補助制度

私立学校に在籍する生徒に授業料軽減補助を行っています。(所得制限等支給条件があります)  
窓口  
兵庫県通学修学支援課私学教育課(電話078-362-3104)  
(申請は各学校)

#### ⑭私立高等学校入学金貸付

毎年4月に選定制を除く私立高等学校及び私立高等専門学校へ入学される生徒の学費負担者に対し、入学時に必要な資金の貸付を行います。  
窓口  
公益財団法人兵庫県私学振興協会(電話078-321-2592)

#### ⑮母子自立支援プログラム策定事業

ハローワークと連携し、経済的自立及び就労支援の推進を図る事業です。  
対象  
生活保護受給者を除く児童扶養手当受給者  
窓口  
こども支援課こども福祉係(電話559-5072)

#### ⑯ひとり親家庭等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母、または父子家庭の父が就職や転職に有利な資格を取得するため、養成訓練に訓練を受ける場合に修業期間の安定した生活の支援のために職業訓練給付金を支給します。  
(制度変更の場合がありますので、その都度お問い合わせください)  
対象  
次の条件すべてを満たす母子家庭の母または父子家庭の父(※専業主婦)  
・児童扶養手当受給中、又は同様の所得水準にあること  
・修業期間2年以上の養成訓練で一定の課程を修業し、対象資格の取得の見込がある方  
・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方  
・過去に職業訓練給付金を受給していない方  
対象資格  
看護師・准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士  
支給額  
市民税前受給者 月額100,000円  
市民税課受給者 月額70,500円  
対象期間 上限2年間  
窓口  
こども支援課こども福祉係(電話559-5072)

### 育児に関する支援

保護者の仕事の時間、児童の保育を行うサービスです。

#### ⑰認可保育園(所)の保育料減免

ひとり親世帯が保育所入所される場合に、一定の条件を満たせば保育料が免除されます。(ただし実費分は減額・免除されません)  
条件については下記窓口まで。  
窓口  
こども支援課保育係(電話559-5073)

#### ⑱病児・病後児保育

病気やけがの治療中又は回復期等、家庭や集団での保育が困難な児童を一時的にお預かりします。  
対象  
次のいずれかに該当する必要がある方です。  
・市内に在住し、かつ、保育所に在籍していること  
・生後6ヶ月～おおむね10歳未満までの児童  
・病気やけがの治療中又は回復期にあり、安否の確認が必要となる児童  
・保護者の就労・疾病等で家庭での保育が困難である児童  
対象期間  
月～金曜日8:00～18:00  
土曜日 8:00～12:00  
※利用初日は19:00受付。利用日数は1回につき7日以内  
※平日・夜間・12月29日～1月3日は利用不可  
利用料  
1日1,000円(減免あり)、給食費500円別途必要  
給戻方法  
・利用にあたっては事前の予約が必要です  
・送迎は承っておりません  
・児童の病気の種類や病状等によりお預かりできない場合があります  
・急な退院時、保育所等からお迎え要請があった場合、保護者に代わりお迎えに行く、ヘルプサービス制度もあります  
窓口  
さんだ(ワラビーズ)(田嶋小児科医内院)(電話565-2727)

#### ⑲一時預かり事業

保護者の就労形態の多様化、急病や育児疲れ解消のため、一時的に保育が必要な学齢前児童を保育園や認定こども園でお預かりします。  
対象児童  
満1歳～就学前の児童  
利用方法  
利用を希望する前日25日から前日までに直轄施設に連絡し、予約していただきます。また、利用前に親子面接を実施しますので貴施設の指示に従ってください。  
実施曜日・時間等  
園により預かり時間や時間帯が異なります。各実施園で確認してください。  
利用料(減免はありません)  
4時間以内2,000円  
4時間超 2,800円  
送迎園(お申込み先)  
あいの保育園(電話568-6292)  
こよみ保育園(電話563-8707)  
認定こども園三田ひまわり保育園(電話565-4885)

#### ⑳ひとり親等ファミリーサポートセンター 援助活動利用助成事業

ひとり親等保護者に対し、援助活動の利用料の一部を助成することで、ひとり親及び養育者の就労の支援及び育児の軽減を図る事業です。  
対象  
・三田市に居住し、かつ本市の住民基本台帳に登録されているひとり親及び養育者  
・ファミリーサポートセンター事業の登録会員に登録していること  
派遣の条件  
対象者が次の所得状況にある必要があります。  
・扶養親族0人の場合、450万円以下  
(扶養親族1人につき35万円を加算した額)  
助成額  
月の利用料の1/2を助成。ただし、1ヵ月の助成限度額220,000円まで  
窓口  
こども支援課こども福祉係(電話559-5072)

### 公営住宅

市営住宅や県営住宅(県住宅供給公社等が募集する住宅)です。募集条件でひとり親家庭を優先して抽選する場合があります。

#### ⑳市営住宅

募集の対象となる世帯のみ、市広報「ひまわり」にてご案内しております。  
申込みの資格等については下記窓口までお問い合わせください。  
窓口  
住宅政策課住宅政策係(電話559-5103)

#### ㉑県営住宅

県営住宅の募集や申込みの資格等については下記窓口までお問い合わせください。  
窓口  
(財)東急コミュニティー阪神北管理センター(電話0797-63-6401)

### 相談事業

ひとり親等家庭の様々な悩みを  
お聞かせしております。

#### ㉒母子父子等相談

ひとり親家庭の保護者等からの経済面、法律、子どもの養育など生活全般にかかわる相談を実施しています。  
受付時間  
月曜日から金曜日(土日祝日、年末年始を除く)  
午前9時～午後5時まで  
※電話相談は受付時間内に随時行っています。  
※相談費を希望の方は、事前に電話で予約をお願いします。  
※相談に関する情報は法律で覆われています。  
窓口  
こども支援課こども福祉係(電話559-5072)  
家庭児童相談室(育児相談等)(電話559-5076)

#### ㉓母子福祉団体

ひとり親等家庭の福祉の向上を  
目指した団体です。

#### ㉔三田市婦人会

三田市に在住するひとり親世帯の保護者が会員となり、会員相互の連絡・互いに会員の自立向上を促すための事業を実施し、その福祉の増進に寄与するために昭和33年に設置された団体です。  
主な事業  
・会員相談事業  
・親子やひまわり等お楽しみ会など参加できる行事(年2回程度)実施しています。  
・講習会  
・手芸や生け花等の講習会  
・ボランティア活動  
・福祉施設への手作り物品の寄付等  
・日常生活支援事業  
保護者が入院等の場合に低廉な利用料で日常の家事の支援を行います。  
お申し込み  
2人会入(年会費500円)  
窓口  
こども支援課こども福祉係(電話559-5072)

#### ㉕ファミリー活動

※このチラシは平成26年4月1日現在の各事業の内容に基づいて作成されています  
作成：三田市健康福祉課こども福祉係(電話079-559-5072)

#### ㉖放課後児童クラブの育成料減免

保護者の前年度市民税の所得割が非課税(平成22年度税制改正前の扶養控除額を適用し、前年度市民税所得割合計額が非課税扱いとなる場合も含む)は120,100円以下(平成22年度税制改正前の扶養控除額を適用し、前年度市民税所得割合計額が30,100円以下となる場合も含む)の場合は育成料が減免または免除されます。(※申請、ただし実費分は減免されません)  
窓口  
こども支援課(電話559-5078)

#### ㉗一時預かり事業

保護者の就労形態の多様化、急病や育児疲れ解消のため、一時的に保育が必要な学齢前児童を保育園や認定こども園でお預かりします。  
対象児童  
満1歳～就学前の児童  
利用方法  
利用を希望する前日25日から前日までに直轄施設に連絡し、予約していただきます。また、利用前に親子面接を実施しますので貴施設の指示に従ってください。  
実施曜日・時間等  
園により預かり時間や時間帯が異なります。各実施園で確認してください。  
利用料(減免はありません)  
4時間以内2,000円  
4時間超 2,800円  
送迎園(お申込み先)  
あいの保育園(電話568-6292)  
こよみ保育園(電話563-8707)  
認定こども園三田ひまわり保育園(電話565-4885)

#### ㉘ひとり親等ファミリーサポートセンター 援助活動利用助成事業

ひとり親等保護者に対し、援助活動の利用料の一部を助成することで、ひとり親及び養育者の就労の支援及び育児の軽減を図る事業です。  
対象  
・三田市に居住し、かつ本市の住民基本台帳に登録されているひとり親及び養育者  
・ファミリーサポートセンター事業の登録会員に登録していること  
派遣の条件  
対象者が次の所得状況にある必要があります。  
・扶養親族0人の場合、450万円以下  
(扶養親族1人につき35万円を加算した額)  
助成額  
月の利用料の1/2を助成。ただし、1ヵ月の助成限度額220,000円まで  
窓口  
こども支援課こども福祉係(電話559-5072)

#### ㉙市営住宅

募集の対象となる世帯のみ、市広報「ひまわり」にてご案内しております。  
申込みの資格等については下記窓口までお問い合わせください。  
窓口  
住宅政策課住宅政策係(電話559-5103)

#### ㉚県営住宅

県営住宅の募集や申込みの資格等については下記窓口までお問い合わせください。  
窓口  
(財)東急コミュニティー阪神北管理センター(電話0797-63-6401)

#### ㉛母子福祉団体

ひとり親等家庭の福祉の向上を  
目指した団体です。

#### ㉜三田市婦人会

三田市に在住するひとり親世帯の保護者が会員となり、会員相互の連絡・互いに会員の自立向上を促すための事業を実施し、その福祉の増進に寄与するために昭和33年に設置された団体です。  
主な事業  
・会員相談事業  
・親子やひまわり等お楽しみ会など参加できる行事(年2回程度)実施しています。  
・講習会  
・手芸や生け花等の講習会  
・ボランティア活動  
・福祉施設への手作り物品の寄付等  
・日常生活支援事業  
保護者が入院等の場合に低廉な利用料で日常の家事の支援を行います。  
お申し込み  
2人会入(年会費500円)  
窓口  
こども支援課こども福祉係(電話559-5072)

#### ㉝ファミリー活動

※このチラシは平成26年4月1日現在の各事業の内容に基づいて作成されています  
作成：三田市健康福祉課こども福祉係(電話079-559-5072)

#### ㉞法律相談事業

母子父子等相談を行っている方から、特に法律相談を実施する必要がある場合は、弁護士相談費用(1回5,000円+)を最大2回まで補助しています。(※事前相談費)  
窓口  
こども支援課こども福祉係(電話559-5072)

#### ㉟母子家庭等特別相談

兵庫県が実施している相談事業です。ひとり親等の方で法律等専門知識を必要とする問題で悩んでいる方を対象に、弁護士相談を実施しています。  
相談対象(神戸市事務所)と相談施設(各市町に年1～2回の巡回、実施時期は広報でお知らせ)があります。  
窓口  
こども支援課こども福祉係(電話559-5072)

#### ㊱法テラス兵庫の立替制度

弁護士・司法書士の報酬等費用でお困りの方に、一定の条件を満たした場合は、裁判・調停に必要な費用の立替を行います。  
詳細については下記まで  
窓口  
法テラス兵庫(電話0603383-5440)

#### ㊲IR特定資格者定期券購入の助成

児童扶養手当を受けおられる世帯の方がIRの普通定期乗車券を購入する場合、市が発行する証明書添えて申請されると3割引きで購入できます。  
対象  
児童扶養手当受給者及びその世帯(ただし児童扶養手当が全部支給の一歩支給の方向に限り)  
特記事項  
JR以外の交通機関や通学定期(学生割引)、手当が全額停止の方は対象となりません  
窓口  
こども支援課こども福祉係(電話559-5072)

#### ㊳ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

就職やキャリアアップのために、あらかじめ指定されている教育訓練講座を受講した場合、受講した授業料の20%(4,001円以上10万円以下)が支給される事業です。  
対象  
次の条件すべてを満たす母子家庭の母、または父子家庭の父(※専業主婦)  
・児童扶養手当受給中、又は同様の所得水準にあり  
・雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格がないこと  
・就職やキャリアアップに必要と認められること  
対象講座  
雇用保険制度の指定教育講座  
別に定める職業に結びつく可能性の高い講座  
※現在受講中の講座に対する給付はできません  
※交通費や追加講座に対する給付はできません  
窓口  
こども支援課こども福祉係(電話559-5072)

#### ㊴母子自立支援プログラム策定事業

ハローワークと連携し、経済的自立及び就労支援の推進を図る事業です。  
対象  
生活保護受給者を除く児童扶養手当受給者  
窓口  
こども支援課こども福祉係(電話559-5072)

#### ㊵ひとり親家庭等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母、または父子家庭の父が就職や転職に有利な資格を取得するため、養成訓練に訓練を受ける場合に修業期間の安定した生活の支援のために職業訓練給付金を支給します。  
(制度変更の場合がありますので、その都度お問い合わせください)  
対象  
次の条件すべてを満たす母子家庭の母または父子家庭の父(※専業主婦)  
・児童扶養手当受給中、又は同様の所得水準にあること  
・修業期間2年以上の養成訓練で一定の課程を修業し、対象資格の取得の見込がある方  
・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方  
・過去に職業訓練給付金を受給していない方  
対象資格  
看護師・准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士  
支給額  
市民税前受給者 月額100,000円  
市民税課受給者 月額70,500円  
対象期間 上限2年間  
窓口  
こども支援課こども福祉係(電話559-5072)

◆相談記録様式

ケース番号	母子世帯(寡婦)台帳			作成年月日	平成27年2月12日		
フリガナ 氏名	フメイ			年齢 (交付時)	歳	性別	不明
氏名	H27年02月12日 14時31分			生年月日			
現在所				電話番号			
本籍							
勤務先				勤務先電話			
携帯先				携帯電話			
本人	<input type="checkbox"/> 病死 <input type="checkbox"/> 交通事故死 <input type="checkbox"/> その他の事故死 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 遺棄 <input type="checkbox"/> 海外在留 <input type="checkbox"/> 心身障害 <input type="checkbox"/> 拘禁 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他( )			住 宅			
	母子世帯となった時期 年 月 日			収 入			
	子の父の状況			財 産			
				学 歴			
家族状況	氏名	続柄	生年月日	年齢 (交付時)	職 業	シニアプログラム	
	H27年02月12日 14時31分	本人					
特記事項				生活保護	なし		
				年金	なし		
				児童扶養手当等	なし		
相談内容				母子医療	なし		
				市町制度	なし		
				貸付金	なし		

経過記録表

当事者氏名	H27年02月12日 14時31分(フメイ)		
年月日/時間 年次者	区分	調査・相談内容	備考
平成27年 2月12日(木) 14:31			
平成27年 2月12日(木) 14:32	訪問	ヒアリング用	5.(家庭紛争)配偶者等の暴力 8.(就労)資格取得・職業訓練 14.その他
多田 安希			

◆相談結果報告書 (システムの出力形式)

母子自立支援員相談結果報告書

平成25年度

三田市

1. 母子家庭寡婦

区分	前年度(月)からの 継続件数	今年度(月)の 新規相談件数		合計	解決件数	翌年度(月)への 継続件数	相談回数
		A	B				
住宅	0	0	0	0	0	0	0
医療・健康	0	0	0	0	0	0	0
家賃給付	0	0	0	0	0	0	0
就労	0	0	0	0	0	0	0
結婚	0	0	0	0	0	0	0
養育費	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0
教育	0	0	0	0	0	0	0
児童	0	0	0	0	0	0	0
経済的支援	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0
区分	案件数		案件数				
訪問調査件数	0		0				

母子自立支援員相談結果報告書

平成25年度

三田市

2. 父子家庭

区分	前年度(月)からの 継続件数	今年度(月)の 新規相談件数		合計	解決件数	翌年度(月)への 継続件数	相談回数
		A	B				
住宅	0	0	0	0	0	0	0
医療・健康	0	0	0	0	0	0	0
家賃給付	0	0	0	0	0	0	0
就労	0	0	0	0	0	0	0
結婚	0	0	0	0	0	0	0
養育費	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0
教育	0	0	0	0	0	0	0
児童	0	0	0	0	0	0	0
経済的支援	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0
区分	案件数		案件数				
訪問調査件数	0		0				

3. 非常勤母子・父子自立支援員の勤務状況等

区分	関係機関連絡(件)	会議出席(回)	非常勤母子・父子自立支援員の勤務状況
案件数	0	0	非常勤者全員の年(月)間勤務日数(日)
案件数	0	0	非常勤者1人1日平均の勤務時間(時間)
相談者人数	0人	0人	母子生活支援施設入所 0件

(記載要領)

- 指導を必要としない軽微な事項については詳ししないこと。
- 一世帯の相談であっても、2世帯以上の事項を含む場合は、それぞれの欄に件数を併記すること。
- 大区分の「その他」や「母子・父子福祉施設の利用」欄には、施設の利用に関する相談の件数を併記するものであり、施設利用者の数を併記するものではないこと。
- 「相談回数」欄には、当該期間内に受けたケースに対し行った延べ回数を併記すること。
- 「非常勤者全員の年(月)間勤務日数」については、非常勤の母子・父子自立支援員についてのみ記載すること。  
なお、「一人一日平均の勤務時間」については、小數点以下第2位を四捨五入して記載すること。
- 表中の「(月)」とは、各母子・父子自立支援員から担当児童福祉又は指定都府県若しくは中核市の市長若しくは指定された月単位について「年度」あるいは「年」を「月」を置き換えたものであること。

出典：三田市